

令和4年度 景観審議会（第3回景観形成部会）

日時：令和5年2月10日（金）13:00～14:00
場所：兵庫県立ひょうご女性交流館会議室501

令和4年度景観審議会（第3回景観形成部会）において、「三木市三木城下町地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について【諮問】」他1件について審議を行った。

－会議次第－

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 三木市三木城下町地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について【諮問】
 - (2) 第1次景観遺産登録について【諮問】
- 4 閉 会

－出席者について－

委員定数9名中9名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

－議事（要旨）－

○三木市三木城下町地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について【諮問】

- ・三木市三木城下町地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について事務局より説明

（委員）

景観展望地点から見える建築物等のところで「屋根・庇」は「和瓦葺きとする」となっているが、例えばプラスで「平入りにする」等追加してはどうか。写真の中で妻入りの蔵があり、結構目立つので気になる。この蔵は該当しなくなるが「平入りにする」というのを追加してはどうか。

（事務局）

蔵も区域には入っており、原状の基準案としては今のような形で示している。今後縦覧等の手続の中で、もう少し基準の見直し等を含め今のご意見を踏まえて対応させていただきたい。

(委員)

軒の並びは景観的観点から一番気になるところ。蔵は一段前に出ていて(外壁が)白いのも一番目立つ要因ではあると思うが、その辺もご配慮いただければと思う。

(委員)

景観展望地点からの写真で、美しい町家が並んでいる中に少し残念な建物が見えてしまう。重点区域を指定後、これらの建物所有者に良好な景観になるよう協力いただくような修景をお願いできないか。

(事務局)

景観形成地区の「有馬・姫路道景観通り」である。今すぐにではないが、建物が改修される際には届出を提出してもらい基準に沿うような建物にさせていただくことになる。

重点区域についても建築物の修景や増改築の際に届出が出てくる。区域を指定したことで市でも指導いただき、県でも守っていく。特に重点区域であるので、他の所有者と区別するわけではないが、できるだけご協力いただきたいという旨を説明してご理解いただきたいと思っている。

(委員)

景観展望地点からの写真を見ると、(他の委員が言われた)建物も気になるが電柱もすごく気になる。伝統的建造物群保存地区では、電線を地下に埋設しているところも多いが、重点区域で電柱はどのように考えているか。

(事務局)

確かに現在電柱が立っている。前回の景観形成地区の諮問の際にも委員の皆様からご意見いただき、事務局としても気になっている部分ではある。当該地は市道で市の管轄。景観形成地区及び重点区域の指定に関して市と協力して進めてきた。市の道路部局や事業者と協議を進め、今後道路の改修等する際は、無電柱化や裏引き込み等検討し要請をしていければと考えている。

無電柱化できれば良いが、費用や施工面積等もあり、裏引き込み等の他の工法も参考にしながら、積極的に協議していきたい。

(委員)

今の電柱について、茶色に塗ることも多いと思う。塗装であればそんなに費用が嵩むこともないと思うので、対応していただきたい。

先ほど他の委員がおっしゃったが、「平入り」という文言を入れても良いかと思う。ただ、このまちなみ全体の特徴として「平入り」が良いのかどうか。特徴を表わすならば入れておいた方が良い。ただし、主屋や離れは平入りであるが、蔵等は妻入りが出てくるだろうから、それはまた別という話でも良いと思う。

色彩面で、一般的な景観形成地区内では屋根の無彩色について明度基準が入っているが、外壁は入っていない。重点区域は、外壁の無彩色にも明度基準を入れても良いのではないか。「漆喰塗り又は板張り」とあり、本来白漆喰や土

壁のようなものをイメージしていると思うが、それ以外のものに白や明るいベージュ等を塗られた場合本当に合うのかどうかと考えると、明度基準を入れても良いと思う。

(事務局)

景観展望地点から見える建築物等は、「漆喰塗り又は板張り」という基準で定めているが、重点区域全域の部分については景観形成地区の基準と同じになっている。縦覧等していく中で基準をもう一度検討させていただき、中身について検討させていただきたい。

電柱の色については、関西電力によれば塗料の成分で若干割高になるようだ。お願いはしていきたいと思う。

(委員)

基準の形態の記述については、基本的に既存の景観の特徴を評価して重点区域にしているという理解で良いか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

本案について妥当であるということで答申したいが、よろしいか。

—各委員異議なし—

○第1次景観遺産登録について【諮問】

- ・第1次景観遺産登録について事務局より説明

(委員)

ノコギリ屋根について、景観遺産は景観形成地区ではないところでも登録できると思うが、その場合修景等への助成はあるか。

(事務局)

修景助成はないが、景観アドバイザーの派遣により専門家の意見を聞いていただくことができる。住民団体等の景観形成活動への支援は可能。

(委員)

ノコギリ屋根の建築物を保存する活動をされている団体等があるのか。

(事務局)

今回登録予定の4物件については、そういう団体から推薦があったようなものではない。住民団体と言っても、一人でやっているから認められないというものではない。今回同意いただいた所有者にも景観の保全が大事ということで同意いただき、登録にご協力いただいている。もし活動される場合、助成があるということをお伝えしている。

景観遺産制度は全県下で登録できるので、外観上特徴のあるものは登録できる。景観形成重要建造物のように維持管理義務はないが、増改築する際には形状が変わると困るので届出はお願いしている。義務が弱いという面もあり、支援についても住民さんの活動やこれを活かした地域活性化に対しては助成している。この4件については、今住民同士が盛り上がっているということはないが、将来的には盛り上がってきて、ゆくゆく磨き上げていただいて景観形成地区や景観形成重要建造物のようになっていたらいいというのが県としての思いである。

(委員)

何故質問したかというところ、この4件の所有者はバラバラだが同じような形状の建物を所有しており、これからの維持管理が共通の課題になると思う。県としては経済的支援よりも人的支援をするということであれば、もう一つの支援の可能性として、同じような物件の所有者を繋ぐことも考えられるのではないか。どのように維持保全していくのか、景観アドバイザーがメンテナンスも含めてサポートしたり、所有者間のコミュニティをつくるという支援もあると思っただ。

熱田集落も同じで、大阪の団体が今も継続して支援を続けているのであれば良いが、今ないのであれば一つ一つの構成要素を守っていくコミュニティを支援するのかというのが疑問だった。

(事務局)

ノコギリ屋根物件の所有者同士で若手の織布の会をしている所有者もいた。そういった人の繋がりも大事にしていきたいので、そのあたりについては検討させていただきたい。熱田集落は町も前向きに取り組んでいる。県としても一緒にやっていきたい。

(委員)

支援としてアドバイザー派遣があるということであったが、活用としてマルシェやまち歩きツアーの企画等を考えているか。また、維持管理には活用をしていく必要があると思うが、(住宅政策課の)古民家再生促進支援事業は住宅でなければ補助対象にならない。せっかくこういう建物を登録してなんとかしていこうというのであれば、古民家再生促進支援事業のようなものを是非検討いただければと思う。

(事務局)

県ではディステーションキャンペーンを実施予定である。現在はこういう登録をし、こういったコンテンツがあるということを観光部局に情報提供している。観光部局が観光ルート設定等をし、より来訪者を増やしてもらい、こういう景観を知ってもらおうというところからまず始めようと思っている。古民家再生促進支援事業については、今のところ使えない。景観遺産制度としてはアドバイザー派遣であるが、景観形成重要建造物になれば修景支援制度がある。住民同士が景観遺産を磨き上げ、良いものにしていただき景観形成重要建造物になれば助成を受けることも可能である。そういう面でブラッシュアップして

いけたらと思っている。

(委員)

是非活用していくためにも地域団体や個人に対してPRしていき、マルシェやまち歩き場として活用していくことに対してソフト支援を考えていただきたい。有効に残していった地域の資源にしていくためには、観光的に人に来てもらえるものにして活用していくのが一番。景観だけでなく、これを他所から人を呼び込めるようなものとして活用していくために古民家再生促進支援事業のような事業が必要だと思うので是非要望させていただく。

(委員)

今ご意見が出ているのは登録されてからのことだと思うので、諮問に対する答申は景観遺産を登録し、情報発信していくに値するかということ審議する必要がある。要望として積極的な意見が出ることは素晴らしいが。

(委員)

「ノコギリ屋根」という固有の名前は定義付けても良いのではないか。例えばノコギリという名前が使われているもので言うと、和歌山県海南市の黒江はまちなみ自身が道路に対して斜めに建物が入っており、「のこぎりの歯のまちなみ」としてまちなみを維持している。そういった形で、ノコギリの家並みを明確にしていく必要があるのではないか。

景観的視点から考えて、これの面白さは北側に窓があり、方位性を明確に示しているということである。このことをもう少し表に出していても良いのではないか。景観の話なので、景観の関わりからやっていただきたい。

維持管理も周辺景観と一体になった景観づくりをやってほしい。

(事務局)

どういものが「ノコギリ屋根」か、歴史的な経緯や日本の近代化に伴い繊維工業が持ち込まれ、工場の環境改善のために北側の窓から光を入れるという説明を一般の方に分かりやすく説明することで定義付けられるかと思っている。

修景についても播州織工房館の周辺には同じようにノコギリ屋根の工場はたくさんあり、本来はもっと登録したいところもあるが、これが代表的なものである。実際にこのエリアにはノコギリ屋根の工場がたくさんあるということ登録されてはいないが発信したい。

(委員)

関連するところであれば、「播州織の近代化によって誕生したノコギリ屋根」等ストーリーとしてそういうPRがあった方が、その地域の特性を語るができるのではないか。そのあたりの工夫はお願いしたい。

熱田集落は、どのようにPRしようとしているのか。今の廃村・廃墟ブームに乗っかっていこうとしているものか。

(事務局)

資料に記載のキャッチコピーでPRしていく。

(委員)

いわゆる但馬牛の本拠地だということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

ノコギリ屋根について、多可町や西脇市域にはたくさんあるが、何故この4件だけ登録するのか。

(事務局)

分布調査まではできていないが、多可町、西脇市、加西市内にかなりの数が存在する。今回登録するにあたり、ただノコギリ屋根の形状を有しているだけでなく、それぞれ内観と共に体験施設などがあり、播州織の魅力を発信している、併設のショールームがある等、観光部局と連携してフィールドパビリオンとしてなりえ発信し得る要素があることや、景観遺産の登録の同意をいただくにあたり所有者の方に発信についてご協力いただける建物を選定した。今後同じような条件で同意がいただければ、登録物件を増やしていくことも検討していく。

(委員)

熱田集落の棚田がかなり整備されているように思う。誰かが管理しているのか。

(事務局)

昭和44年に集団移転し無住化集落になったが、平成20年頃まで棚田で牛の放牧をしていた方がいた。どこかの団体が入っていたというわけではなく、無住化後も継続的に元住民が維持管理している。

(委員)

建物は形がはっきりしているが、棚田はすぐに手当をしないと全く形が分からなくなり、景観を失ってしまう。今回のように遺産登録をし、次の活動にすぐ移れるようなことを考えてもらいたい。

(委員)

熱田集落は、牛をストーリーの核とするのであればもっと牛を主役として全面的に打ち出した方が分かりやすいように思う。

(事務局)

承知した。

(委員)

この諮問について、妥当であるということによろしいか。いろいろな意見が出たので、そのあたりのことを盛り込んだ形で答申したい。

—各委員異議なし—